

● 国立研究開発法人情報通信研究機構パーソナルデータ取扱研究開発業務審議委員会規程

(平成28年1月26日 15規程第35号)

改正 平成28年 3月29日 15規程第92号

改正 平成31年 2月 5日 18規程第51号

(設置)

第1条 国立研究開発法人情報通信研究機構組織規程(04規程第3号)第6条の規定に基づき、国立研究開発法人情報通信研究機構パーソナルデータ取扱研究開発業務審議委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 委員会は、国立研究開発法人情報通信研究機構(以下「機構」という。)がパーソナルデータ(個人に関する情報をいう。)を取り扱う研究開発業務(以下単に「研究開発業務」という。)を推進しつつ、プライバシー等の個人の権利利益の保護及び機構におけるリスク(機構の業務の遂行を阻害する要因をいう。)の顕在化の防止等に必要な事項について調査審議することを目的とする。

(任務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査審議を行い、これに関し特に必要と認めるときは理事長に対して意見を述べる。

- 一 研究開発業務に係るプライバシー等の保護に関する基本的事項
- 二 個別の研究開発業務に係るプライバシー等の保護に関する事項
- 三 前2号に掲げるもののほか、特に必要と認められる事項

(構成)

第4条 委員会は、総務系理事、企画系理事、オープンイノベーション推進本部ソーシャルイノベーションユニット長、総務部長、経営企画部長、広報部長その他理事長が機構の役員及び職員のうちから必要と認める者をもって構成する。

2 委員会に委員長、副委員長及び幹事を置く。

(委員長)

第5条 委員長は、総務系理事をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理する。

(副委員長)

第6条 副委員長は、企画系理事をもって充てる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(幹事)

第7条 幹事は、オープンイノベーション推進本部ソーシャルイノベーションユニット長をもって充てる。

2 幹事は、委員長の命を受けて、議事を整理する。

(アドバイザー)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、プライバシー等の保護に関する専門的知

識を有し、かつ、公正中立の立場から委員会において意見を述べることができる外部有識者のうちから理事長がアドバイザーとして委嘱したもの（以下「アドバイザー」という。）に意見を求めることができる。

2 アドバイザーの任期は2年以内とし、再任することを妨げない。

（委員会の開催等）

第9条 委員会は、委員長が必要に応じて開催する。

2 委員会は、現に在任する委員の総数の過半数が出席した場合に成立する。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。

4 前項の規定による決議について特別の利害関係を有する委員は、議決に加わることができない。

5 前項の規定により議決に加わることができない委員の数は、第2項に規定する現に在任する委員の数に算入しない。

6 アドバイザーは、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

7 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外のものを委員会に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

8 前各項の規定にかかわらず、緊急その他の場合で、会議を開くことができないとき、又は委員長が妥当と判断したときは、委員会を招集せず議案を持ち回りにより、審議をすることができる。

（議事録）

第10条 委員会の議事については、議事録を作成し、委員長の承認を得なければならない。

2 前項の議事録には、少なくとも次の各号に掲げる事項について記載するものとする。

- 一 開催年月日
- 二 出席者
- 三 案件
- 四 審議の結果

3 委員会が軽微と認めるものについては、第1項の議事録の作成を省略することができる。

（秘密の保持）

第11条 委員及び職員並びにアドバイザーは、委員会の調査審議に関して知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

（庶務）

第12条 第10条第1項に規定する議事録の作成その他の庶務は、オープンイノベーション推進本部ソーシャルイノベーションユニット戦略的プログラムオフィス研究企画推進室において処理する。

（その他）

第13条 委員会は、パーソナルデータを取り扱う研究開発業務の実施に必要な事項を別に定めるものとする。

2 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定めるも

のとする。

附 則

この規程は、平成28年1月26日から施行する。

附 則（平成28年3月29日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月5日）

この規程は、平成31年2月5日から施行する。